

■第348回食品安全委員会

日時：平成22年9月16日（木）14：00～15：20

傍聴者：7名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物

1) 3-メチル-2-ブテナール

- ・厚生労働省から説明。
- ・本件について添加物専門調査会において審議することとなった。

*ラズベリー、ホップ等の食品中に存在し、鶏肉等の加熱処理により生成する成分です。欧米では、チューインガム、ハード・キャンデー類、焼菓子、ソフト・キャンデー類、製菓材料、ゼラチン・プリン類などの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

○農薬

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1) サルフエナシル | 2) シプロジニル |
| 3) ビキサフェン | 4) フェンピラザミン |
| 5) フェンブコナゾール | 6) ペノキススラム |
| 7) メタアルデヒド | 8) メタラキシル及びメフェノキサム |
| 9) クロマゾン | 10) テトラジホン |
| 11) トリクロピル | 12) フェノチオカルブ |
| 13) ベンゾフェナップ | 14) メパニピリム |

- ・厚生労働省から説明。
- ・本14件のうち、「フェンブコナゾール」及び「ペノキススラム」については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとし、その他の12件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

*1) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、穀類、豆類、ぶどう、かんきつ類、仁果類、ナッツ類、畜産物等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。

*2) 殺菌剤で、小麦、りんご、なし、みかん等に使用し、今回、魚介類への残留基準値の設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

*3) 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、小麦、大麦、ライ麦、畜産物等へのインポートトレランス申請がされています。

*4) 殺菌剤で、今回、トマト、なす、きゅうり、かんきつ、いちご及びぶどうへの新規登録申請がされています。

*5) 殺菌剤で、りんご、もも等に使用し、今回、かきへの適用拡大申請がされています。

*6) 除草剤で、水稲等に使用し、今回、ぶどう及びナッツ類へのインポートトレランス申請がされています。

*7) 殺虫剤で、稲、レタス、みかん等に使用し、今回、キャベツへの適用拡大申請がされています。

*8) 殺菌剤で、米、ばれいしょ、トマト、たまねぎ等に使用し、今回、魚介類への残留基準値の設定が要請されています。

*9) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

*10) 殺ダニ剤で、りんご、みかん、メロン等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

*11) 除草剤で、日本芝、樹木等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

*12) 殺ダニ剤で、みかんを使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

*13) 除草剤で、水稲に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されてい

ます。

*14) 殺菌剤で、トマト、きゅうり、いちご、ぶどう等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○農薬及び動物用医薬品

1) オキシリニック酸

・厚生労働省から説明。

・本件については、まず農薬専門調査会において審議を行うこととし、その審議結果が委員会に報告される際に、動物用医薬品専門調査会において審議を行うかどうかについて検討することとなった。

*農薬としては、殺菌剤で、稲、たまねぎ、キャベツ、もも等に使用し、今回、だいこん、さんとうさい、レタス、ねぎ、パセリ、ネクタリン及び小粒核果類への適用拡大申請がされています。動物用医薬品としては、牛、豚、鶏等の細菌性疾病の治療に使用されています。

(2) かび毒・自然毒等専門調査会における審議結果について

1) 「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の廣瀬委員及びかび毒・自然毒等専門調査会の芳澤専門委員から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

*赤かび病の病原菌が産生するかび毒で、主に穀類(特に小麦、大麦及びトウモロコシ)で発生がみられます。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 農薬「TCMTB」に係る食品健康影響評価について

・「TCMTBの一日摂取許容量(ADI)を、 $0.012\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

*殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) 農薬「ノルフルラゾン」に係る食品健康影響評価について

・「ノルフルラゾンのADIを、 $0.015\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3) 農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」に係る食品健康影響評価について

・「イソプロチオランのADIを、 $0.1\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との農薬専門調査会の審議結果が報告され、動物用医薬品専門調査会での審議を改めて行うまでもないことが決定された上で、審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

*殺菌剤で、稲、りんご等に使用し、稲への使用回数の変更に関する適用拡大申請がされています。動物用医薬品としては、強肝剤(肝臓の酵素の働きを補助するもの)として牛の肝疾患の改善等に用いられます。

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成22年8月分)について

・事務局から報告。

(5) その他

・「食品健康影響評価技術研究運営委員会構成員の改選について」事務局から説明後、案のとおり決定。